

○佐賀県警察車両部隊点検要領の制定について

昭和44年2月3日

佐警本例規（務）第2号

みだしのことについて、次により別添のとおり制定したので今後車両部隊の点検にあたっては、この要領によられたい。

記

1 制定の趣旨

これまで本県においては、車両点検を実施する際の特別の規定がなく、このため点検官が車両の各装置などについて十分な点検がなされていなかったため、新たに車両点検要領を制定することによって、今後は指揮官の号令による車両点検の斉一と適正化を図ることとした。

2 運用上の留意事項

(1) 要領の適用対象

点検の対象となる車両は、県警察に所属するすべての車両であるが、指揮用車、原動機付自転車その他点検官が点検の必要を認めない車両については、そのつど指示する。

また、受検者は、警察官に限らず必要がある場合は、一般職員の運転員についても点検を行なうものである。

(2) 受検車両の配置隊形

受検車両の配置隊形は、点検の場所、地形の状況により画一的には定め難いので指揮官において適宜配置するものとするが、四輪車と二輪車を同時に点検するときは、四輪車を右翼とし、かつ、車種別に配置するものとする。

(3) 運転免許証の収納箇所

運転免許証は、警察官が制服を着用する場合は、上衣左上部ポケットに収納するものとしたが、私服員および一般職員にあっては、適宜の箇所に収納するものとする。

(4) 自動車検査証等の保管場所

自動車検査証の保管場所は、車両によって一定していないのでとくに指定しないが、点検を受ける場合は、四輪車にあっては右ドアのポケット、二輪車にあっては後部書類箱などに保管しておき、運転員が容易に取り出せるようにしておくこと。

なお、緊急自動車の指定を受けた車両の緊急自動車指定書は、自動車検査証の収納ケースに収納しておくものとする。

(5) ブレーキテスト

車両点検のうち、ブレーキテストは、最も重要であるにもかかわらず、要領では形式的な点検にとどまっているので、この要領に定める点検以外にあらかじめ十分な点検を行っておくものとする。

(6) 指揮官の留意事項

指揮官は、受検車両数、場所、地形の状況等からこの要領によりがたいときは適宜要領に定める隊形と異なる隊形で実施することができる。

また、号令を周知させるために電気メガホン等を使用してさしつかえないものとする。

佐賀県警察車両部隊点検要領

(趣旨)

第1 この要領は、佐賀県警察における警ら用無線自動車、交通取締用自動車、捜査用自動車その他の車両部隊の点検を実施する場合の要領について定めるものとする。

(受検人員)

第2 車両の点検を受ける場合、受検者は、四輪車にあつては2人、二輪車にあつては1人とする。

(隊形)

第3 車両は、一線又は二線以上に配置し、受検者は、車両の前面に2列横隊に、指揮官は、前列右翼員の右2歩のところに位置して点検官の臨場をまつものとする。

(点検の実施)

第4 指揮官は、点検官の臨場に際し、「気をつけ」の号令を下し、点検官が定位置についたとき、これに対し部隊の敬礼を行い、次に点検官に指揮官以下の人員、車両種別、台数および点検を受ける旨報告したのち、点検官の左2歩の位置について、順次次の号令を下すものとする。ただし、赤色灯およびサイレンの備え付けのない車両部隊については、これらの号令の一部を省略することができる。

- (1) 番号
- (2) 免許証
- (3) 納め
- (4) 位置につけ
- (5) 検査証
- (6) 納め
- (7) 乗車
- (8) 灯火

- (9) やめ
- (10) 赤色灯
- (11) やめ
- (12) 方向指示器
- (13) やめ
- (14) 警音器
- (15) サイレン
- (16) エンジン始動
- (17) ブレーキ
- (18) やめ
- (19) 降車
- (20) 元の位置に集れ

2 指揮官は、前項の動作が終わったときは、点検官に点検終了の旨を報告したのち、定位置につき、次に点検官に対し部隊の敬礼を行う。

(受検者の動作)

第5 指揮官の号令に基づく受検者の動作は、別表のとおりとする。

(運転免許証の収納箇所)

第6 受検者のうち、運転員の運転免許証の収納箇所は、上衣左上部ポケット（私服員にあつては、適宜の箇所）とする。

(受検者の合図)

第7 受検者は、指揮官の号令により、灯火、方向指示器およびブレーキの点検を行って異常のないときは、右手を上げて合図し、「やめ」の号令で降ろすものとする。

附 則

この要領は、昭和44年2月5日から実施する。

別表

1 四輪の場合

号令	受検者の動作
番号	通常点検の例による。
免許証	通常点検における「手帳」の要領により上衣左上部ポケット（私服員は適宜の箇所）から取り出して提示する。
納め	上衣左上部ポケット（私服員は適宜の箇所）に納める。

位置につけ	受検者はまわれ右をしてかけ足で担当車両にいたり、別図に示す位置につき基本の姿勢をとる。
検査証	運転員は、担当車両の保管場所から自動車検査証および緊急自動車指定書の収納ケースを取り出し、自動車検査証を上にして「免許証」の要領で提示する。
納め	運転員は、保管場所に納める。
乗車	乗務員のうち運転員は、運転席に乗車し、ハンドルを握る。
灯火	運転員は灯火をつけ、前照灯を数回減光する。 運転員以外の乗務員（以下「同乗員」という。）は、かけ足で車両右後方にいたり、尾灯および番号灯の点灯を確認して元の位置にもどり、右手を上げて合図する。
やめ	運転員は、灯火を消す。
赤色灯	運転員は、赤色灯をつける。
やめ	運転員は、赤色灯を消す。
方向指示器	運転員は、方向指示器をつけ左右に切り換える。同乗員の動作は灯火の場合に同じ。
やめ	運転員は、方向指示器を消す。
警音器	運転員により、最右翼車両から順次おおむね1/2秒警音器を鳴らす。
サイレン	運転員により、最右翼車両から順次おおむね1/2秒サイレンを鳴らす。 (サイレンの備え付けのない車両の場合は、動作しない。)
エンジン始動	運転員は、エンジンを始動する。エンジンが始動しないときは、同乗員は、右手を頭上で左右に振る。
ブレーキ	運転員は、最右翼の車両から順次3メートル前進して制動し、引き続き後退して元の位置に停止する。同乗者は、担当車両が後退して停止したとき制動灯の点灯を確認して、元の位置にもどり、右手を上げて合図する。 (ブレーキテストは、場所の状況により省略することができる。)
やめ	運転員は、エンジンを止める。
降車	運転員は、降車する。
元の位置に集れ	運転員および同乗員は、かけ足で元の位置に集合する。

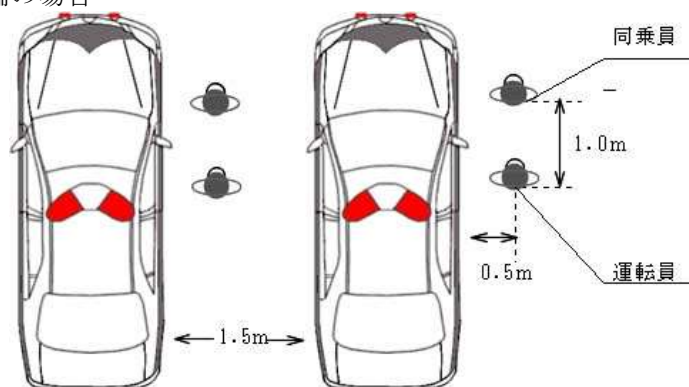
2 二輪の場合

号令	受検者の動作
番号	通常点検の例による。
免許証	通常点検における「手帳」の要領により上衣左上部ポケット（私服員は適宜の箇所）から取り出して提示する。
納め	上衣左上部ポケット（私服員は適宜の箇所）に納める。
位置につけ	受検者はまわれ右をしてかけ足で担当車両にいたり、別図に示す位置につき基本の姿勢をとる。
検査証	運転員は、担当車両の保管場所から自動車検査証および緊急自動車指定書の収納ケースを取り出し、自動車検査証を上にして「免許証」の要領で提示する。 （自動車検査証および緊急自動車指定書の備え付けのない車両の場合は、動作しない。）。
納め	運転員は、保管場所に納める。
乗車	車両には乗車しない。
灯火	運転員は、灯火をつけ、前照灯の点灯と減光を確認したのち、後部にいたり、尾灯と番号灯の点灯を確認して、元の位置にもどり右手を上げて合図する。
やめ	運転員は、灯火を消す。
赤色灯	運転員は、赤色灯をつける。
やめ	運転員は、赤色灯を消す。
方向指示器	運転員は、方向指示器をつけ、後部の点灯を確認して、右手を上げて合図する。
やめ	運転員は、方向指示器を消す。
警音器	運転員により、最右翼車両から順次おおむね1／2秒警音器を鳴らす。
サイレン	運転員により、最右翼車両から順次おおむね1／2秒サイレンを鳴らす。 （サイレンの備え付けのない車両の場合は、動作しない。）
エンジン始動	運転員は、スタンドを立てたままエンジンを始動し、エンジンが始動したら車両にまたがる。
ブレーキ	運転員は、スタンドを立てた車両にまたがったまま、フットブレーキ、フロントブレーキの状態を点検する。この場合あわせて制動灯を点検し、

	点灯を確認したのち、右手を上げて「よし」と合図する。
やめ	運転員は、エンジンを止める。
降車	運転員は、降車する。
元の位置に集れ	運転員は、かけ足で元の位置に集合する。

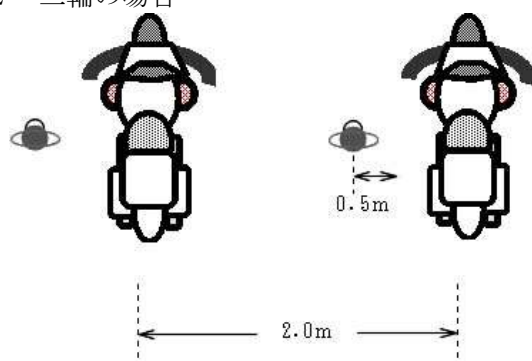
別表

1 四輪の場合



(注) 運転員の位置は、右前ドア後の線とする。

2 二輪の場合



(注) 運転員の位置は、サドル中央の線とする。